建設業法令遵守ガイドライン

国土交通省

- 「建設業法令遵守ガイドライン」は、元請負人と下請負人の関係に関して、**どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示す**ことにより、**法律の不知による法令違反行為を防ぎ**、**元請負人と下請負人との対等な関係の構築**及び**公正かつ透明な取引の実現**を図ることを目的としている（平成19年６月策定）。
- 令和６年12月からの改正建設業法の施行等を踏まえ、取引適正化を図るべく、同月にガイドラインを改定。

建設業法令遵守ガイドラインの内容

R6.12改定箇所

1．**見積条件の提示等**（法第20条第４項、第20条の２）
2．**書面による契約締結**（法第18条、第19条第1項・第2項、第19条の3、第20条第1項及び第２０条の２第４項）
3．**著しく短い工期**（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5 ）
4．**不当に低い請負代金**（法第19条の3）
5．**原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保**（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）
6．指値発注（法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第４項）
7．不当な使用資材等の購入強制（法第19条の4）
8．やり直し工事（法第18条、第19条第2項、第19条の3）
9．赤伝処理（法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項）
10．下請代金の支払（法第24条の3、第24条の6）
11．長期手形（法第24条の6第3項）
12．不利益取扱いの禁止（法第24条の5）
13．帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存（法第40条の3）

関係法令の解説

14－１．独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
14－２．社会保険・労働保険等について（法定福利費の確保）
14－３．労働災害防止対策について（実施者と経費の負担の明確化）
14－４．建設工事で発生する建設副産物について
14－５．下請中小企業振興法・振興基準との関係について

建設業法に抵触するおそれのある行為や取引適正化において必要な行為の例

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結する前に必要な情報を取引の相手方に通知することが必要。

「価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め」の内容を契約書に記載しないことはもとより、記載している場合でもその内容が「変更しない」あるいは「変更を認めない」のように、協議を前提としない規定である場合には、建設業法第１９条第１項に違反する。

建設工事に従事する者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働により施工することを前提とした短い期間を工期とする下請契約を締結した場合には、建設業法第１９条の５に違反する。

下請負人が請負契約締結前に請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い、その後、その事象が発生し変更の協議を申し出たが、元請負人が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合には、建設業法第１９条の３に違反する。

元請・下請間だけでなく、**取引全体の発注者・受注者が取引適正化に向けた取り組みを行うことが重要**であり、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」を策定。（平成23年８月策定、令和６年12月改定）

受発注者間における建設業法令遵守ガイドライン

国土交通省

- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」は、発注者と受注者の関係に関して、**どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示す**ことにより、**法律の不知による法令違反行為を防ぎ**、**発注者と受注者との対等な関係の構築**及び**公正かつ透明な取引の実現**を図ることを目的としている（平成２３年８月策定）。
- 令和６年12月からの改正建設業法の施行等を踏まえ、取引適正化を図るべく、同月にガイドラインを改定。

受発注者間における建設業法令遵守ガイドラインの内容　R6.12改定箇所

1．**見積条件の提示等**（法第20条第４項、第20条の２）
2．**書面による契約締結**（法第18条、第19条第1項・第2項、第19条の3、第20条第1項及び第２０条の２第４項）
3．**著しく短い工期**（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5 ）
4．**不当に低い請負代金**（法第19条の3）
5．**原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保**（法第19条第2項、第19条の3、第19条の5）
6．指値発注（法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第４項）
7．不当な使用資材等の購入強制（法第19条の4）
8．やり直し工事（法第18条、第19条第2項、第19条の3）
9．支払（法第24条の3第２項、第24条の6）

関係法令の解説

10－1．独占禁止法との関係について（建設業の下請取引に関する建設業法との関係）
10－2．社会保険・労働保険等について（法定福利費の確保）
10－3．建設工事で発生する建設副産物について
10－4．下請中小企業振興法・振興基準との関係について

建設業法に抵触するおそれのある行為や取引適正化において必要な行為の例

発注者及び受注予定者が、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結する前に必要な情報を取引の相手方に通知することが必要。

「価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め」の内容を契約書に記載しないことはもとより、記載している場合でもその内容が「変更しない」あるいは「変更を認めない」のように、協議を前提としない規定である場合には、建設業法第１９条第１項に違反する。

建設工事に従事する者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働により施工することを前提とした短い期間を工期とする下請契約を締結した場合には、建設業法第１９条の５に違反する。

受注予定者が請負契約締結前に請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知を行い※、その後、その事象が発生し変更の協議を申し出たが、発注者が自己の取引上の地位を不当に利用して一方的に協議に応じなかった結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となった場合には、建設業法第１９条の３に違反する。

※受注予定者が当該通知をしていなかったものの契約後の事象に基づき契約の変更協議を申し出た場合を含む